

2022 年度事業計画書

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

一般財団法人食品環境検査協会

2022年度事業計画書

自 2022年4月1日

至 2023年3月31日

本年度の事業計画は次のとおりである。

I 事業別計画

1 JASに関する事業

「日本農林規格等に関する法律」に基づき、登録認証機関として、次の認証業務等を行う。

- (1) 農産物缶詰及び農産物瓶詰、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、水産物缶詰及び水産物瓶詰、ジャム類、果実飲料並びにそしやく配慮食品
- (2) 有機農産物、有機加工食品及び有機飼料
- (3) JAS規格に係る製品検査

2 食品衛生に関する試験検査事業

「食品衛生法」に基づき、登録検査機関として、食品、食品添加物及び器具・容器包装等の試験検査業務等を行う。

3 飼料に関する試験検査事業

- (1) 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、登録検定機関として、飼料の検定等を行う。
- (2) 「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」に基づく成分規格等の試験検査等を行う。

4 健康増進に関する試験検査事業

「健康増進法」に基づき、登録試験機関として、特別用途食品の許可試験等を行う。

5 食品又はその容器包装等に係る試験検査事業

- (1) 厚生労働省等官公庁の委託試験事業等について、積極的に受託する。
- (2) 団体、企業等からの委託を受け、食品等の試験検査業務を行う。

6 食品産業等における水質等の環境保全に関する試験検査事業

「計量法」に基づき、計量証明事業者として、環境に係る試験検査業務等を行う。

7 食品又はその容器包装等の品質及び規格並びに食品産業等における環境保全等に関する調査研究、技術指導及び認証事業

- (1) 試験検査方法の研究、開発を行う。
- (2) 食品又は容器包装等の品質に関する技術指導等を行う。

II 各事業における具体的取組み

1 JAS認証工場品質管理担当者等を対象に次の講習会等を開催する。

- (1) 品質管理責任者、格付担当者等に対する品質管理又は格付に関する講習
- (2) 自己検査を行う工場の格付検査担当者に対する技能研修

- 2 食品衛生法登録検査機関として、関係行政当局の指導を得て、法令及び業務管理基準（GLP）に基づき、妥当性を確認した試験法を使用し、定期的に内部点検及び精度管理を行うとともに、国内外の技能試験に積極的に参加し、試験の信頼性の確保及びその向上に努める。
- 3 検査員等の資質向上のため、各種研修会、講習会を開催し、又は外部の各種研修会、講習会に参加させる。
- 4 外部機関の実施する研究開発事業に参加し、試験方法の開発等に協力する。
- 5 食品業界へのHACCPシステムの普及に資するため、研修会の開催及び団体等が主催する研修会に講師を派遣するとともに、システムを構築・維持するためのコンサルタント及び検証活動を行う。
- 6 食品関連工場及び業界団体等からの依頼に応じて、衛生診断等を実施する。
- 7 新規試験法に迅速に対応し、依頼のニーズに積極的に応えるため、各事業所の施設や機械器具類について、引き続き整備・充実を行う。
- 8 新しい制度、規格基準の見直し等、本会業務に関わる動きに迅速に対応するため、情報を収集し、必要に応じて発信を行う。
- 9 食品表示法への対応が課せられる事業者に対し、最新情報の提供を行い、対応支援を行う。
- 10 機能性表示食品の関与成分に係る試験検査受託に向け積極的に対応する。
- 11 依頼者の利便性向上のため試験検査システムの効率化及びホームページの利便性向上のための検討を行う。
- 12 ISO/IEC17025試験所品質システムの運用により試験の信頼性の確保に努める。
- 13 デジタル技術の進化に伴う外部環境の急激な変化に柔軟に適応するための情報収集に努めるとともに、情報共有の迅速化に向け必要な技術の導入を引き続き検討する。

III 総務関係

1 会議等の開催

- (1) 理事会、評議員会を随時開催する。
- (2) 内部研修会を開催し、人材の育成を図る。

2 電子システムの拡充

本会の電子システムの更なる活用を図り、電子帳票の需要拡大に対応するため、既存システムの見直し、改良を進める。

3 会計監査

監査法人による会計監査を実施する。

4 企業年金制度の見直し

確定給付企業年金資産の運用の見直しを行う。